

柏市都市計画道路の見直し方針検討業務委託に関するプロポーザル方式募集要領

1 当該委託等の目的、概要

(1) 目的

本業務は、社会情勢の変化や本市におけるまちづくりの将来像、交通事情等を踏まえ、各路線について検証を行い実情に合った道路ネットワークの形成に向けて、都市計画道路の見直し方針の検討、検証を行うことを目的とする。

本業務は、本市の交通事情やまちづくりの将来像を考慮した上で、各路線に対して様々な視点による検証が必要であり、事業者の選定にあたっては、検討のプロセスや実績・経験に基づく事業者からの提案・企画力など、価格以外の要素を含めて総合的に判断する必要があるため、プロポーザル方式により実施する。

(2) 業務概要

ア 計画準備

イ 本市の課題の整理

- ・道路整備状況の確認と課題整理
- ・まちづくりの現状と課題整理

ウ 検討路線の検討

エ 評価項目の検討

オ 見直し候補路線の選定と課題検討

カ 将来交通量推計による検証及び最終評価

キ 市民向け説明会の資料作成及び運営支援

ク パブリックコメントの実施支援

ケ 見直し方針の作成

コ 都市計画審議会の資料作成

サ 庁内検討会議の資料作成及び運営支援、報告書の作成

(3) 予定契約期間

契約日から令和8年3月13日まで

(4) 予定金額（上限金額）

15,114,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、年度別の内訳を下記のとおりとする。

令和6年度：8,237,000円

令和7年度：6,877,000円

※債務負担行為設定済み

2 参加資格

参加資格を有する者は、公募開始日から契約締結の日までにおいて、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 柏市競争入札参加資格者として登録され、かつ、区分「測量・コンサルタント」のうち大分類「都市計画及び地方計画」に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又はこの公募開始日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。
- (5) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。
- (6) 平成26年度以降に官公庁が発注した、都市計画道路の見直し方針の策定業務について、元請けとして履行完了した実績があること。
- (7) 次のいずれかの資格を有し、(6)の業務を管理技術者または担当技術者として履行した実績がある技術者を配置できること。
- ア 技術士法（昭和58年法律第25条）に規定する建設部門（選択科目：都市及び地方計画）又は総合技術管理部門（選択科目：都市及び地方計画）のいずれかに合格し、同法による登録を受けている者
- イ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験（都市計画及び地方計画部門）に合格し、登録を受けている者

3 全体スケジュール

内容	期日
公募開始	令和6年4月16日（火）
参加意思表明書受付締切	令和6年4月25日（木）
参加資格要件確認結果通知	令和6年4月30日（火）
質疑書の締切	令和6年5月2日（木）
質疑書に対する回答	令和6年5月16日（木）
提案書等の提出締切	令和6年5月29日（水）
プレゼンテーション審査（予定）	令和6年6月上旬
プロポーザル方式結果通知	令和6年6月中旬
契約日（予定）	令和6年7月上旬

※各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある。

4 参加意思表明について

(1) 期限

ア 持参の場合

令和6年4月25日（木） 午後5時まで

イ 郵送の場合

令和6年4月25日（木） 必着

(2) 提出書類

ア 参加意思表明書（様式1）

イ 暴力団排除に係る誓約書（様式2）

ウ 会社概要書（任意様式）

※ 会社案内（パンフレット）による代替でも可とする。ただし、会社名、設立年月、資本金、本社所在地、技術者数、業務内容の項目が記載されたもの。

エ 業務実績及び配置予定技術者（様式3）

※ 本要領2(6)(7)の業務実績を証する契約書等の写し及び資格証、テクリス等の写しを添付すること。

(3) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

都市部都市計画課（分庁舎2の2階）※開庁日かつ午前8時30分～午後5時の間
イ 郵送の場合
郵送先は下記のとおりとする。
〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
柏市役所都市部都市計画課 宛

(4) 部数
各1部

5 質疑について

(1) 質疑方法

ア 質疑書（様式4）を電子メールで事務局あてに送付すること。
イ メールの件名は【柏市都市計画道路の見直し方針検討業務委託の質疑】とすること。
また、本文にメールの回答先（メールアドレス及び担当者名）を記載すること
ウ 送付先：toshikeikaku@city.kashiwa.chiba.jp
エ 送付した際は、事務局（04-7167-1144）に電話し到着確認をすること。
オ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・選定委員等）についての質問は受付けない。

(2) 質疑期間

令和6年4月16日（火）から令和6年5月2日（木）正午までとする

(3) 回答方法

令和6年5月16日（木）までに全ての提案者に対して、質疑とその回答内容を電子メールで送信する。

6 辞退について

参加意思表明書の提出後、本プロポーザル方式を辞退する時は、辞退届（様式5）を、提案書の提出締切日までに提出すること。提出方法については、本要領4(3)に同じ。

7 提案書の作成と提出

(1) 提案内容

企画提案書の内容は、本業務の目的を踏まえて、本要領1(2)の業務概要について、業務の進め方や取り組み体制、提案等を記載すること。また、特に次の項目については、提案者の知見や実績を基に図や表などを用い具体的に記載すること。

① 評価項目の検討

本市の交通事情や課題等を踏まえて、各路線の検証にあたり、本市が重視した方が
良い評価項目や検証の手法についての提案

② 市民向け説明会の資料作成及び運営支援

住民との合意形成を得るために、作成する資料のイメージや手法についての提案

(2) 提出書類

ア 企画提案書（表紙は（様式6）を使用すること。）

企画提案書は(1)提案内容に基づき作成し、全体でA4両面印刷10枚（表紙を除き20ページ）以内とする。

イ 業務工程表（任意様式）

ウ 会社概要書（任意様式）

会社名、設立年月、資本金、本社所在地、技術者数、業務内容、及び連絡先を記載すること。ただし、会社案内（パンフレット）による代替でもよい。

エ 業務実績書（様式7）

オ 業務実施体制表（様式8）

カ 配置予定技術者の経歴（様式9）

キ 参考見積書及び内訳書（任意様式）

※ ア～キの順でインデックスをつけA4フラットファイルで提出すること。なお、A3の資料は折りたたんでファイルに閉じることができれば可とする。

※ キは、本要領1-(4)に記載の 予定金額（上限金額）を越えないこと。参考見積額は税抜きとする。

(3) 部数

6部（正本1部 副本5部）

(4) 期限

ア 持参の場合

令和6年5月29日（水） 午後5時まで

イ 郵送の場合

令和6年5月29日（水） 必着

(5) 提出先及び提出方法

提出先及び提出方法については、本要領4(3)に同じ

8 審査項目及び審査基準

審査項目及び審査基準については、別紙「柏市都市計画道路の見直し方針検討業務委託に関するプロポーザル方式審査基準」のとおりとする。

9 審査方法及び選定方法

(1) 審査方法

審査は、柏市プロポーザル方式選定委員会（柏市都市計画道路の見直し方針検討業務委託）における、企画提案書のプレゼンテーション審査によるものとする。

(2) 選定方法

各委員の評点数の合計が最上位となった提案者を契約候補者として選定する。最上位の評点数が複数あるときは、各委員の協議によって契約候補者を選定する。

なお、提案者が1者のみの場合もプレゼンテーション審査を実施し、選定委員会で協議の結果、本業務に支障がないと判断した場合に限り、契約候補者とする。

10 プレゼンテーション審査

(1) 日時及び場所

令和6年6月上旬

※詳細な日時及び場所については、決定次第、連絡する。

(2) 実施時間

40分以内とする。

（目安：説明20分＋質疑20分、セッティング・撤去に係る時間を含む。）

※時間については、提案者数によって変更する場合がある。

(3) 人数

契約した際の責任者（担当者）を含め3名以内とする。説明者は、原則契約した際の責任者（担当者）とする。

(4) 貸出物品

机・椅子・スクリーン・プロジェクター（HDMIケーブルを含む）・延長コードとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

(5) その他

プレゼンテーションでの追加資料の配布や提案資料に記載のない新たな提案については認めない。

1.1 プロポーザル方式の結果通知

プロポーザル方式による選定結果は、参加した業者（失格者を含む）に対し、書面にて通知する。

1.2 結果公表

プロポーザル方式による選定結果は、市ホームページに公表する。

1.3 契約手続き

- (1) 選定した契約候補者と協議のうえ仕様書を確定し、提案金額の範囲内で随意契約する。
- (2) 選定した契約候補者と契約合意に達しない場合は、次順位の提案者（第二優先交渉権者）と交渉する場合がある。

1.4 事務局

(1) 担当部署

都市部都市計画課 担当 梅澤，野口

(2) 連絡先

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話番号：04-7167-1144（直通）

Eメールアドレス：toshikeikaku@city.kashiwa.chiba.jp

1.5 その他

- (1) 本プロポーザル方式に係る費用については、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、本プロポーザル方式以外の目的には使用しない。ただし、柏市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、提出された書類に関して、開示する場合がある。
- (3) 提出した書類の訂正・差し替えは認めない。
- (4) 辞退をした場合も今後の入札等において不利な扱いをすることはない。
- (5) 参加資格に定めるもののほか、次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。
 - ア 参加意思表明書又は提案書について、提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 予定金額（上限金額）を超えた見積書を提出した場合
 - エ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
 - オ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
- (6) 受注者は、主たる業務を第三者に再委託してはならない。
- (7) プロポーザルへの参加意思を表明した者で、希望する者に対して、次の資料を提供する。提供する資料は、あくまで参考資料である。希望する者は、（様式10）を、質疑書の提出締切日までに提出すること。提出方法については、本要領5(1)に同じとし、メールの件名は【柏市都市計画道路の見直し方針検討業務委託の資料提供依頼】とすること。
 - ・交通量推計業務委託（令和5年3月） 概要資料(PDF)